

第21期 第3回福岡県内水面漁場管理委員会 次第

1 日 時 令和3年5月31日（月） 14:00～

2 場 所 福岡市博多区東公園7-7
福岡県庁北棟4階 漁業調整委員会室

3 議 題

- (1) 第5種共同漁業権にかかる増殖目標数量に関する委員会告示について（協議）
- (2) 筑後川における水産動物の採捕禁止区域及び採捕禁止期間に関する委員会指示について（協議）
- (3) 令和2年度シラスウナギの採捕状況について（報告）
- (4) その他

福岡県内水面漁場管理委員会告示第1号（案）

漁業法（昭和24年法律第267号）第171条第3項の規定に基づき、第5種共同漁業権の免許にかかる令和3年度魚種別増殖目標数量を次のとおり告示する。

なお、こいについては、コイヘルペスウイルス病のまん延防止に万全を期すため、特例として増殖方法及び目標数量を掲げない。

令和3年 月 日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 中 園 正 彦

漁業権番号	漁業権者名	対象	増殖方法	目標数量
内 共 第 1 号	矢 部 川 漁業協同組合	あ ゆ	種 苗 放 流 移 植 放 流	70,000尾 100,000尾
		こ い	な し	な し
		ふ な	種 苗 放 流	100キログラム
		う な ぎ	種 苗 放 流	3,000尾
		や ま め	種 苗 放 流	15,000尾
		おいかわ	種 苗 放 流 産卵床造成	700,000尾 10ヵ所
		う ぐ い	産卵床造成	8ヵ所
		すっぽん	種 苗 放 流	500尾
		か に	種 苗 放 流	2,000尾
		え び	種 苗 放 流	10,000尾
		わかさぎ	人工ふ化放流	3,000,000粒（受精卵）
内 共 第 2 号	下 筑 後 川 漁業協同組合	こ い	な し	な し
		ふ な	種 苗 放 流	100キログラム
		う な ぎ	種 苗 放 流	6,000尾
		おいかわ	種 苗 放 流	50,000尾
		すっぽん	種 苗 放 流	500尾
		か に	種 苗 放 流	5,000尾
		え び	種 苗 放 流	50,000尾

漁業権 番 号	漁業権者名	対象	増殖方法	目標数量
内 共 第 2 号	筑 後 川 漁業協同組合	あ ゆ	種 苗 放 流 人工ふ化放流	150,000尾 30,000,000粒 (受精卵)
		こ い	な し	な し
		ふ な	種 苗 放 流	200キログラム
		う なぎ	種 苗 放 流	3,000尾
		おいかわ	産卵床造成	3カ所
		か に	種 苗 放 流	3,000尾
		え び	種 苗 放 流	5,000尾
	甘 木 漁業協同組合	あ ゆ	種 苗 放 流	20,000尾
		こ い	な し	な し
		う なぎ	種 苗 放 流	1,200尾
		やまめ	種 苗 放 流	15,000尾
		おいかわ	産卵床造成	2カ所
		か に	種 苗 放 流	4,000尾
		わかさぎ	人工ふ化放流	5,000,000粒 (受精卵)
内 共 第 3 号	下 筑 後 川 大 野 島 上 新 田 川 柳 浜 口 沖 武 端 漁業協同組合	こ い	な し	な し
		ふ な	種 苗 放 流	100キログラム
		う なぎ	種 苗 放 流	6,000尾
		か に	種 苗 放 流	3,000尾
		え び	種 苗 放 流	20,000尾
内 共 第 5 号	八 木 山 川 漁業協同組合	あ ゆ	種 苗 放 流	10,000尾
		こ い	な し	な し

漁業権 番 号	漁業権者名	対象	増殖方法	目標数量
内 共 第 6 号	京 二 川 漁業協同組合	あ ゆ	種 苗 放 流	15,000尾
		こ い	な し	な し
		ふ な	種 苗 放 流	100キログラム
		う なぎ	種 苗 放 流	1,200尾
		や まめ	種 苗 放 流	2,000尾
		おいかわ	産卵床造成	1カ所
		すっぽん	種 苗 放 流	200尾
		か に	種 苗 放 流	2,000尾
	わかさぎ	人工ふ化放流	3,000,000粒 (受精卵)	
内 共 第 7 号	京 二 川 漁業協同組合	あ ゆ	種 苗 放 流	10,000尾
		こ い	な し	な し
		ふ な	種 苗 放 流	100キログラム
		う なぎ	種 苗 放 流	1,200尾
		や まめ	種 苗 放 流	2,000尾
		おいかわ	産卵床造成	1カ所
		すっぽん	種 苗 放 流	200尾
		か に	種 苗 放 流	2,000尾
内 共 第 8 号	岩 岳 川 漁業協同組合	あ ゆ	種 苗 放 流	20,000尾
		こ い	な し	な し
		あまご	種 苗 放 流	1,000尾
		おいかわ	産卵床造成	3カ所
内 共 第 9 号	犬 山 漁業協同組合	こ い	な し	な し
		ふ な	種 苗 放 流	100キログラム
		おいかわ	産卵床造成	1カ所
		わかさぎ	人工ふ化放流	3,000,000粒 (受精卵)

令和2年度の増殖目標と増殖実績

漁業権番号	漁業権者名	対象	増殖方法	目標数量	R2実績
内共第1号	矢部川漁業協同組合	あゆ	種苗放流	70,000 尾	140,750 尾
			移植放流	100,000 尾	26,500 尾
			産卵床造成	カ所	1 カ所
		こい	なし	なし	
		ふな	種苗放流	100 kg	kg
		うなぎ	種苗放流	3,000 尾	8,050 尾
		やまめ	種苗放流	15,000 尾	4,000 尾
		おいかわ	種苗放流	700,000 尾	300,000 尾
			産卵床造成	10 カ所	3 カ所
		うぐい	産卵床造成	8 カ所	3 カ所
		すっぽん	種苗放流	500 尾	尾
		かに	種苗放流	2,000 尾	7,667 尾
		えび	種苗放流	10,000 尾	6,667 尾
		わかさぎ	人工ふ化放流	300 万粒	万粒
内共第2号	下筑後川漁業協同組合	こい	なし	なし	
		ふな	種苗放流	100 kg	350 kg
		うなぎ	種苗放流	6,000 尾	15,500 尾
		おいかわ	種苗放流	50,000 尾	尾
			産卵床造成	カ所	カ所
		すっぽん	種苗放流	500 尾	尾
		かに	種苗放流	5,000 尾	尾
	えび	種苗放流	50,000 尾	80,000 尾	
	筑後川漁業協同組合	あゆ	種苗放流	150,000 尾	126,000 尾
			人工ふ化放流	3,000 万粒	600 万粒
			産卵床造成	カ所	3 カ所
		こい	なし	なし	
		ふな	種苗放流	200 kg	100 kg
		うなぎ	種苗放流	3,000 尾	3,000 尾
		おいかわ	種苗放流	尾	尾
			産卵床造成	3 カ所	2 カ所
		すっぽん	種苗放流	尾	384 尾
		かに	種苗放流	3,000 尾	10,000 尾
	えび	種苗放流	5,000 尾	13,333 尾	
	甘木漁業協同組合	あゆ	種苗放流	20,000 尾	61,400 尾
		こい	なし	なし	
		ふな	種苗放流	kg	30 kg
		うなぎ	種苗放流	1,200 尾	1,500 尾
		やまめ	種苗放流	15,000 尾	630 尾
		おいかわ	産卵床造成	2 カ所	カ所
		かに	種苗放流	4,000 尾	4,067 尾
	わかさぎ	人工ふ化放流	500 万粒	300 万粒	

内共第3号	下筑後川漁業協同組合 大川漁業協同組合 大野島漁業協同組合 上新田漁業協同組合 川口漁業協同組合 柳川漁業協同組合 浜武漁業協同組合 沖端漁業協同組合	こい	なし	なし	
		ふな	種苗放流	100 kg	90 kg
		うなぎ	種苗放流	6,000 尾	17,500 尾
		かに	種苗放流	3,000 尾	1,400 尾
		えび	種苗放流	20,000 尾	70,000 尾
内共第5号	八木山漁業協同組合	あゆ	種苗放流	10,000 尾	10,000 尾
		こい	なし	なし	
内共第6、7号	京二川漁業協同組合	あゆ	種苗放流	25,000 尾	30,000 尾
		こい	なし	なし	
		ふな	種苗放流	200 kg	50 kg
		うなぎ	種苗放流	2,400 尾	4,000 尾
		やまめ	種苗放流	4,000 尾	7,000 尾
		おいかわ	産卵床造成	2 カ所	6 カ所
		すっぽん	種苗放流	400 尾	尾
		かに	種苗放流	4,000 尾	6,667 尾
		わかさぎ	人工ふ化放流	300 万粒	万粒
内共第8号	岩岳川漁業協同組合	あゆ	種苗放流	20,000 尾	10,000 尾
		こい	なし	なし	
		あまご	種苗放流	1,000 尾	3,500 尾
		おいかわ	産卵床造成	3 カ所	カ所
内共第9号	犬山漁業協同組合	こい	なし	なし	
		ふな	種苗放流	100 kg	100 kg
		おいかわ	産卵床造成	1 カ所	カ所
		わかさぎ	人工ふ化放流	300 万粒	万粒

福岡県内水面漁場管理委員会指示第1号（案）

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、筑後川における水産資源の保護及び増殖を図るため、水産動物の採捕禁止区域及び期間を次のとおり指示する。

ただし、福岡県漁業調整規則第47条に基づく試験研究等のための採捕については、この限りでない。

令和3年 月 日（公報登載日）

福岡県内水面漁場管理委員会会長 中園正彦

1 禁止期間

9月15日から11月15日まで

2 禁止区域

筑後川本流のうち、久留米市田主丸町菅原、筑後川橋の上流側を基線として、次のア線からイ線と河岸で囲まれた区域

ア線 基線から上流方向へ200メートルの基線と平行な線

イ線 基線から上流方向へ600メートルの基線と平行な線

3 指示の有効期間

令和3年9月15日から令和5年11月15日まで

福岡県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、筑後川における水産資源の保護及び増殖を図るため、水産動物の採捕禁止区域及び期間を次のとおり指示する。

平成30年6月12日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 原 口 勝 良

1 禁止期間

9月15日から11月15日まで

2 禁止区域

筑後川本流のうち、久留米市田主丸町菅原、筑後川橋の上流側を基線として、次のア線からイ線と河岸で囲まれた区域

ア線 基線から上流方向へ200メートルの基線と平行な線

イ線 基線から上流方向へ600メートルの基線と平行な線

3 指示の有効期間

平成30年9月15日から平成32年11月15日まで

令和3年4月26日

福岡県内水面漁場管理委員会
会長 中園 正彦 殿

福岡県朝倉市古毛465
筑後川漁業協同組合
代表理事組合長 三原 次雄



委員会指示による採捕禁止区域の設定について（要望）

内共第2号（筑後川）におけるアユ資源の増殖を図るため、下記のとおり、委員会指示によるアユの産卵時期における採捕禁止区域の設定を要望します。

記

1. 申請理由

アユの産卵時期における産卵場でのアユの採捕を禁止することにより、筑後川におけるアユ資源の増殖を図るため

2. 対象魚種

全魚種

3. 採捕禁止期間

9月15日から11月15日まで

4. 採捕禁止区域

筑後川本流のうち、久留米市田主丸菅原、筑後川橋の上流側を基線として、次のア線からイ線と河岸で囲まれた区域

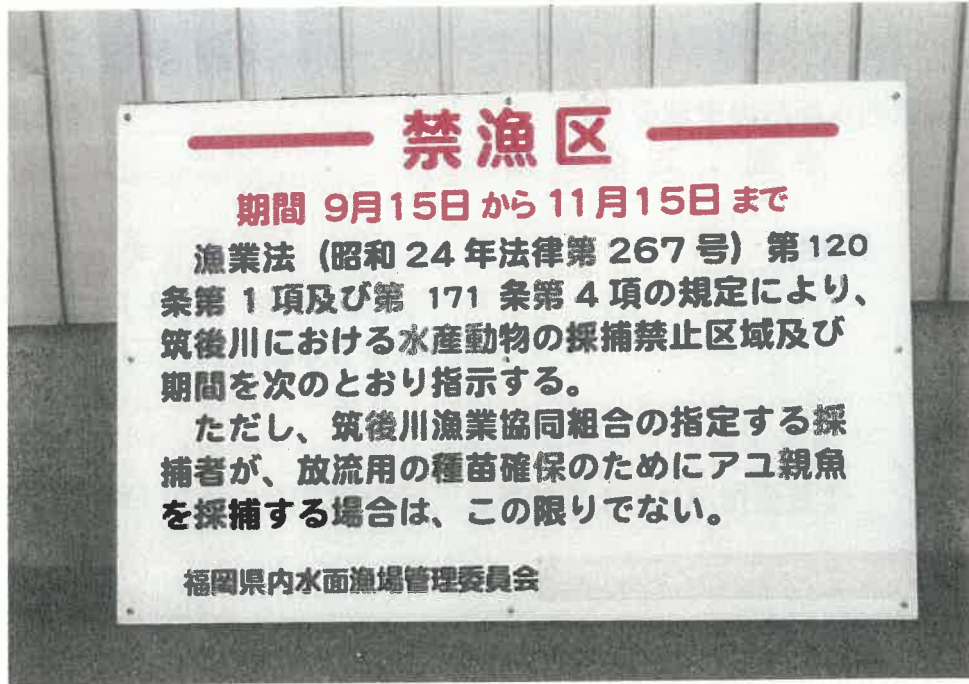
ア線：基線から上流方向へ200mの基線と平行な線

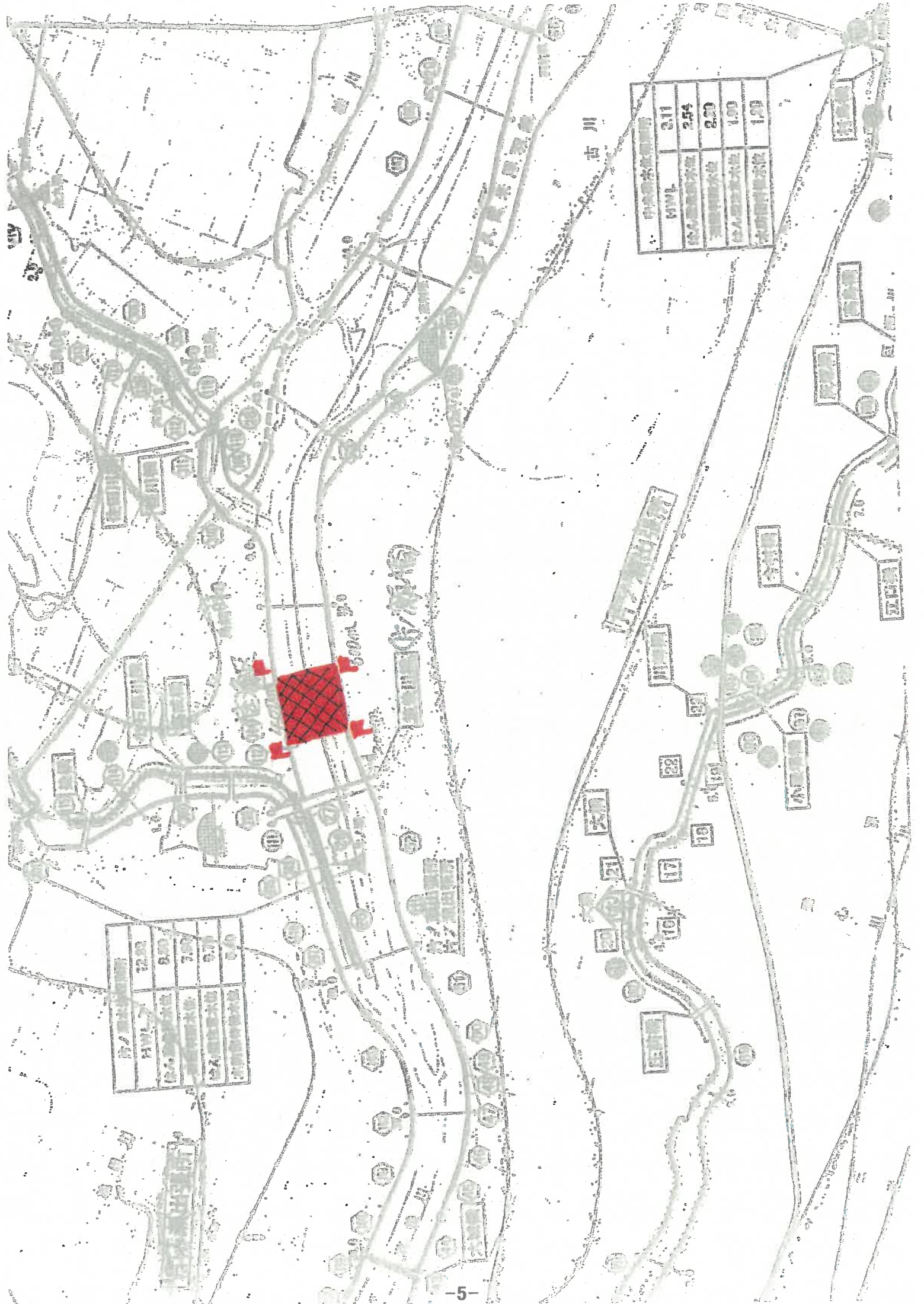
イ線：基線から上流方向へ600mの基線と平行な線

5. 指示の有効期間

令和3年9月15日から令和5年11月15日まで







中津川	12.00
MMWL	2.54
除人感測水位	7.00
測深機水位	9.00
水防門水位	9.00

中津川	3.11
MMWL	2.54
除人感測水位	8.00
測深機水位	1.00
水防門水位	1.00

シラスウナギの採捕状況について

●令和2年度漁期の採捕状況

- ・養鰻業者数は22経営体、採捕従事者数は67人。
- ・採捕量は44.8kgで昨年(63.0kg)の71%、過去20年平均(58.0kg)の77%であった。

年度	養鰻業者数	許可件数 (件)	採捕従事者数 (人)	採捕量(kg)			
				筑前	豊前	有明	合計
10	39	40	122	3.2	42.8	57.2	103.2
11	39	39	130	2.2	34.5	37.0	73.7
12	34	37	119	6.9	31.2	77.2	115.3
13	33	32	108	2.9	41.9	39.5	84.3
14	33	35	111	8.5	45.6	57.8	111.9
15	30	33	101	1.2	51.0	28.7	80.9
16	30	32	97	0.0	23.6	9.2	32.8
17	29	32	98	9.6	45.8	62.7	118.1
18	28	32	97	3.4	29.4	22.9	55.7
19	28	32	99	5.1	24.3	19.0	48.4
20	28	32	95	7.3	32.9	60.5	100.7
21	27	30	88	0.8	10.0	8.1	18.8
22	27	27	81	0.3	6.7	10.4	17.4
23	26	28	84	0.3	10.6	9.9	20.8
24	25	28	84	0.3	12.4	3.4	16.1
25	25	28	82	1.8	37.4	27.3	66.5
26	25	27	81	11.0	28.1	28.0	67.1
27	27	25	80	11.0	27.5	21.9	60.4
28	27	25	80	9.7	27.1	25.2	62.1
29	27	24	77	0.1	6.5	2.8	9.4
30	23	24	75	0.0	6.2	4.8	11.1
1	23	23	69	8.1	27.4	27.5	63.0
2	22	39※	67	4.3	20.8	19.7	44.8

※R2年度から養鰻業者は許可漁業(21件)、下筑は特採で漁協単位から個人単位に変更(18件)

